

第114回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和2年8月18日(火)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和2年8月18日(火)午後1時55分
- 3 閉会の日時 令和2年8月18日(火)午後3時15分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数 17名 出席 17名 欠席 0名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	10	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	13	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	14	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	16	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	17	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 井上 満千夫	総務・農政担当課長 菱川 真輔
農地担当課長 佐藤 孝司	担当課長補佐 竹田 了久
農地担当係長 奥山 英明	副主査 佐藤 智保子

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- | | |
|-----|---|
| 申請等 | (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について |
| | (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について |
| | (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について |
| | (4) 転用事業計画変更承認申請について |
| | (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転) |
| | (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について |
| 報 告 | (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について |
| | (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について |
| | (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について |
| | (4) 農地法第43条第1項の規定による農作物栽培高度化施設設置の届出について |
| | (5) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について |
| | (6) 農地改良届について |

第2号議案 農政関係等について

- (1) 令和2年度農地利用状況調査の実施について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

2番：荒井 隆文 16番：信定 知福

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会
第114回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。2番 荒井 隆文 委員、
16番 信定 知福 委員 にお願いします。

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

7月の諮問案件について報告します。特定流通業務施設を転用目的とする北区大内田の5条申請については、7月17日の岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありましたことを報告します。なお、許可につきましては同時申請の開発許可を待っているところです。

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について
の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1ページ1番、受人は富原に居住し、世帯で約43アールの農地を耕作する
農業者ですが、増反により富原の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を
すべて満たしていると考えます。

2番、受人は浦安本町に居住し、世帯で約68アールの農地を耕作する農
業者ですが、増反により牟佐の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係
等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を
すべて満たしていると考えます。

3番、受人は芳賀に居住し、世帯で約44アールの農地を耕作する農業者
ですが、増反により檜津の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、5番は受人が同一ですので、併せて説明します。受人は桑田町に居住していますが、4番、5番それぞれで芳賀の畑を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は津高に居住し、約42アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により横井上の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から6番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 7番、受人は倉敷市亀山に居住し、世帯で約50アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は津寺に居住し、世帯で約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により高松の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、7番、8番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 9番、受人は御津草生に居住し、世帯で約2.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、共有持分の移転により御津高津の田を単独所有にしようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番から12番は、受人が同一ですので、併せて説明します。受人は御津国ヶ原に居住し、世帯で約1アールの農地を耕作していますが、10番及び12番では増反により御津国ヶ原の畑にそれぞれ2年間の使用貸借権を設定し、また、11番では増反により御津国ヶ原の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積20アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は建部町川口に居住し、世帯で約16アールの農地を耕作していますが、受贈により建部町川口の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は建部町中田に居住し、約14アールの農地を耕作していますが、受贈により建部町中田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、9番から14番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からをお願いします。

佐藤副主査 15番、受人は浦安西町に居住し、世帯で約98アールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により浦安西町の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は小串に居住し、世帯で約95アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により阿津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は郡に居住し、世帯で約33アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により北浦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番から22番については、令和2年8月18日付で取下げになっています。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

久山委員 南区協議会で15番から22番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、18番から22番までの5件は取下げ、その他3件はいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（１）については、中・中央地区１番から南区
２２番までの内、南区１８番から２２番までの５件は取下げですので、
その他１７件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（２）農地法第
４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地
区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ４ページ１番、転用目的は貸露天駐車場です。申請人は、申請地近隣の医療
機関勤務者が利用する車４１台分の貸露天駐車場として、一時転用許可を受け
申請地を使用しています。今後も引き続き使用するため、永久転用申請するも
のです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農
地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、
一般基準上も問題ないと考えます。

２番、３番は、いずれも転用目的を太陽光発電設備とする一時転用の継続申
請です。転用期間は許可日から３年間です。申請人は芳賀に居住し、約６３ア
ールの農地を耕作する農業者で、申請地において桃の栽培を行っています。申
請地の内、耕作や収穫量に支障のない法面部分の農地に太陽光発電設備を設置
して運営していますが、今後も引き続き使用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及
ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防
除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。なお、２番については、継続申
請が適切な時期に行われた場合の一時転用期間が令和２年２月１８日から令
和５年２月１７日までになることから、本申請が許可となった場合、一時転用
期間を許可日から令和５年２月１７日までとします。

４番、転用目的は貸露天駐車場です。申請人は、申請地から約２kmの距離に
位置する法人が事業所を新設するのに伴い必要となった車１８台分の貸露天
駐車場として、一時転用許可を受け使用しています。今後も引き続き使用する
ため、永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農

地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5番、前回、保留とした案件です。転用目的は営農型太陽光発電設備の設置です。

まず、「営農型太陽光発電設備等について」をご覧ください。営農型太陽光発電設備についての農地転用に係る取扱は支柱の基礎部分が一時転用の対象となります。一時転用期間は許可日から3年間です。また、一時転用許可に当たり、営農の適切な継続が確実か、周辺の営農上支障がないか等をチェックします。「営農の適切な継続」については、パネル下部における単収が、地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと、農作物の品質に著しい劣化が生じないことが要件となります。また、許可後は年に1回下部農地において生産された農作物に係る状況を報告する義務があり、継続する場合は3年後に下部農地での営農状況を示した上で、さらに3年間の一時転用許可を取る必要があります。

今回の申請は、申請人が所有している申請地で太陽光発電を行いながら、同時にパネル下部において榊の栽培を行おうとするものです。

営農型太陽光発電設備への転用は、農地の上に太陽光パネルを設置した上で、同時にパネル下部で引き続き農業を行うというもので、通常の農地転用の審査に加えて適切に農業が行われるかどうかを審査する必要があり、計画している作物を栽培する上でパネル設置により日照が遮られることでどのような影響があるかを示した「知見を有する者からの意見書」、下部での農業に関する「営農計画書」等の添付が必要となります。

この申請は、当初、令和元年10月に申請があり、意見書や営農計画書など必要最低限の書類は整っていましたので受理しましたが、一般社団法人

人ソーラーシェアリング協会による「知見を有する者からの意見書」の中に、関連データとして記載されている栃木県鹿沼市や静岡県浜松市の実証実験における遮光率と本案件の遮光率が大きく異なっている点や、また、「営農計画書」に記載されている下部の農地の単収についての記述に疑義が生じていることから、補正・訂正等を求めていました。その後、補正内容に不十分な点があるため、保留や取下げを繰り返し、継続的に審議して現在に至っています。先月までの補正内容を整理した結果、営農型太陽光発電施設の基本的な許可要件である、①「営農計画書」に記載されるべき事項の内、地域の平均的な単収の考え方及び根拠、また、そこで示された地域の平均的な単収と比較して8割以上の収穫見込みがあることの根拠についての記述に疑義があること、また、②「知見を有する者の意見書」に記載されるべき事項の内、営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データに疑義があることから、疑義がある事項すべてについて修正等がなされた時点で、再度、審議することが適切であるとの判断から、地区協議会及び総会で「保留」となりました。

その後、申請代理人に対し、現在、疑義がある点について追加・修正等を指示していますが、現在、すべての疑義が解消されたとは言えず、今月の御津・建部地区協議会で審議した結果、「保留意見」となっています。

6番、転用目的は農家住宅です。なお、5条申請10番と同時申請となっています。転用目的は農家住宅です。申請人は、申請地の隣接地に夫婦2人で居住していますが、札幌市に在住している長男夫婦と同居することになったため、老朽化している農家住宅を取り壊し、自己所有地である申請地を含めて建て替えしようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがある10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、自己所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は農地改良のための工事期間の一時転用です。申請人は御津川高に居住し、約55アールの農地を耕作する農業者ですが、申請地を農地改良してイチジク畑として利用しようとするものです。農地改良期間は、令和2年8月20日から令和3年8月19日までです。

申請地は農用地ですが、農地改良の一時転用であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、5番から7番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、5番は保留意見、その他の2件はいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(2)については、中・中央地区1番から御津・建部地区7番までの7件の内、御津・建部地区5番は保留、その他6件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ1番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は、昭和58年に設立され、北区津島南二丁目に本店を置き、配送業を主な事業とする法人の代表取締役を務めています。申請地は、当該法人が使用する露天駐車場として、賃借権を設定した上で、一時転用許可を受け使用していますが、今後も引き続き使用するため、永久転用申請するものです。なお、一時転用期間は令和元年6月19日まででしたが、永久転用許可を受けることを失念していたため、今回、顛末書を添付の上、是正の申請となっています。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番から6番は、いずれも令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

2番、申請人は横井上の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、申請人が定期通院している医療機関に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

3番、申請人は津高の借家に単身で居住していますが、両親及び婚約者と同

居を予定しているため、持病のある申請人の父が定期通院している医療機関に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

4番、申請人は檜津の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったこと、また、妻の両親と同居を予定しているため、両親が定期通院している医療機関に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は津高の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は横井上の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は貸露天駐車場です。申請人は、令和2年に設立され、北区日応寺に本店を置き、レンタカー業を主な事業とする法人の業務執行社員を務めています。当該法人は本店所在地でレンタカー業の事業所を営営していますが、事業拡大に伴い新たに15台分のレンタカー駐車スペースを確保するため、事業所から500mの距離に位置する申請地に使用貸借権を設定し、貸露天駐車場として転用しようとするものです。一時転用期間は、許可日から3年間です。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は尾上の借家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の母親の居住地に近く都合の良い妻の母親が所有する申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から8番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 9番、転用目的は農業用通路です。申請人は河原に居住する農業者ですが、西山内の自己の耕作地への進入路がなく、他者の農地を通行させてもらっている現状があり不便なため、耕作地の隣接である申請地を所有権移転し、農業用通路として利用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、農業用通路は農用地利用計画に指定された用途にあたり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、9番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 10番、転用目的は農家住宅です。4条申請6番と同時申請になっています。申請人は、現在、北海道札幌市に居住していますが、会社を退職し実家に戻り両親と同居するため、母所有の申請地に使用貸借権を設定し、母と共有名義で農家住宅を建て替えしようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、自己所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、令和元年11月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、久米の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、実家に近く、また、農業を手伝うために都合の良い父所有

の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、10番、11番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からをお願いします。

佐藤副主査 12番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は露天駐車場です。申請人は平成21年に設立され、浦安南町に本店を置き、販促用品の製造業を主な事業としていますが、社員の増加に伴い社員用駐車場が不足しているため、本店に近い申請地に賃貸借権を設定し、一時転用許可を受け露天駐車場として使用中です。今後も継続して使用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、南区役所から500メートル以内の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は西七区の実家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近く、子どもの面倒を看てもらえる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には両親が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は自己住宅です。申請人は東区南古都の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の職場に近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番から18番は同じ地区に関連がありますので、併せて説明します。いずれも令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

15番、申請人は浦安南町の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現居住地に近く住み慣れた環境であり、また、妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

16番、申請人は築港新町一丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近くなり協力して生活しやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は厚生町一丁目の借家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になり、また、車椅子で生活している父のためにバリアフリーの住居が必要となったため、勤務地や父の通院先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は芳泉四丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居に近く住み慣れた環境であり、また、妻や子の勤務地への通勤の利便性の良い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、転用目的は自己住宅です。申請人は北区田中の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、勤務地に近く通勤しやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、転用目的は分家住宅です。申請人は山田の実家に家族7人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に隣接しており、農業を手伝いやすい祖母所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。なお、実家には引き続き祖父母が居住します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農

地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番、転用目的は貸露天資材置場・貸露天駐車場です。申請人が役員を務める法人は、小串に本店を置き、機械修理業を主な事業としていますが、事業拡大により資材置場・駐車場が不足しています。税理士に個人取得を勧められたこと、また、将来は代表取締役を譲られることになっているため、申請人を譲受人として所有権移転し、法人に貸し付ける形で、法人の本店に近い申請地を貸露天資材置場・貸露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番から26番は、同じ地区で関連がありますので、併せて説明します。いずれも令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。

22番、申請人は万倍の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の勤務先に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

23番、申請人は福田の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現居住地に近く住み慣れた環境であり、また、妻の実家にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

24番、申請人は西古松二丁目の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、勤務地や妻の実家に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

25番、申請人は当新田の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居に近く住み慣れた環境であり、また、妻の実家に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

26番、申請人は豊成一丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近くなる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、転用目的は流通業務施設です。申請人は平成7年に設立され、妹尾

に本店を置き、運送業を主な事業としていますが、業務拡大に伴い、新たに事務所を構えることになったため、本店に近く連携を取りやすく、国道30号線沿いで利便性の良い申請地を所有権移転し、流通業務施設の事務所及び露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、平成30年12月農振除外済みの案件で、転用目的は露天資材置場です。申請人は平成14年に設立され、内尾に本店を置き、建築設備業を主な事業としていますが、事業拡大に伴い資材置場が不足しているため、本店に近い申請地に使用貸借権を設定し、一時転用許可を受け露天資材置場として使用しています。今後も引き続き使用するため、永久転用申請するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29番、令和2年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、福岡県那珂川市の分譲マンションに家族4人で居住していますが、故郷である岡山に戻るようになったため、妻の実家に隣接しており、両親の面倒を見るのに便利が良く、また、農業を手伝うのに都合の良い妻の父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、妻の父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30番から37番は、同じ地区で関連がありますので、併せて説明します。転用目的は、いずれも自己住宅です。

30番、申請人は白石東新町の借家に家族2人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の勤務先に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

31番、申請人は白石の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、勤務地に近く、また、夫婦それぞれの実家に行き来しやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

3 2 番、申請人は妹尾の借家に夫婦 2 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の勤務地に近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

3 3 番、申請人は倉敷市羽島の教職員住宅に家族 4 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、教員で転勤が多いことから交通アクセスが良く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

3 4 番、申請人は南区下中野の借家に家族 3 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦それぞれの実家から近く、子育ての支援を受けやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

3 5 番、申請人は大福の借家に夫婦 2 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居に近く住み慣れた環境であり、教員で転勤が多いことから交通アクセスが良く通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

3 6 番、申請人は妹尾の借家に家族 4 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居から近く生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

3 7 番、申請人は田中の借家に夫婦 2 人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近くなり通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが 10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3 8 番、永久転用目的の一時転用申請で、転用目的は露天駐車場・露天資材置場です。申請人は昭和 44 年に設立され、迫川に本店を置き、畜産関係の機械製造業を主な事業としています。業務拡大により社員用駐車場及び資材置場が不足しているため、本社や既存資材置場に隣接した申請地に賃貸借権を設定し、露天駐車場・露天資材置場として転用しようとするものです。一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は、農地の広がりがあるが 10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

久山委員 南区協議会で、12番から38番までの27件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区38番までの38件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に、申請等（4）転用事業計画変更承認申請について審議します。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 11ページ1番、令和元年12月13日付で申請者が父親と共に農家住宅を目的に許可となった案件で、変更の内容は、転用目的が分家住宅、申請者が使用借人の単独となります。その他の変更はありません。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（4）については、中・中央地区1番の1件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に、申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転について審議します。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 12ページ中・中央地区1番の1件になります。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から耕作者への所有権移転となりま

す。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定、所有権の移転については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 13ページ中・中央地区1番から16ページ南区11番までの11件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、いずれも相続による所有権の取得です。あつせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件受理の意見となっています。なお、3番については、相続した農地の一部が耕作放棄地となっているため、相続人により農地を適正に管理する又は農地を貸付して適正に耕作を行うよう指導する文書を受理証と併せて交付するように北・吉備地区協議会で意見がありました。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（6）の11件については、全件受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、17ページ1番から9番までの9件です。転用目的は、賃貸住宅1件、露天駐車場2件、敷地拡張1件、市道拡幅1件、共同住宅1件、貸店舗用地1件、貸駐車場1件、長屋住宅1件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、18ページ1番から20ページ19番までの19件です。転用目的は、長屋住宅3件、露天資材置場1件、防災倉庫等1件、分譲住宅地等9件、宅地造成1件、市道拡幅1件、医院2件、自己住宅1件で専決日は備考欄のとおりです。

次に、報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、２１ページ１番から６番までの６件で、解約理由は、１番及び４番が転用目的、その他はいずれも耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に、報告（４）農地法第４３条第１項の規定による農作物栽培高度化施設設置の届出については、２２ページ１番の１件で、菌床栽培でしいたけを栽培する計画です。

次に、報告（５）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２３ページ１番、２番の２件で、内容は農業用倉庫１件、鶏舎１件です。

最後に、報告（６）農地改良届については、２４ページ１番から１１番までの１１件で、内容は、普通野菜畑１０件、普通野菜畑・果樹園１件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし。

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 （第２号議案について説明）

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他にありませんか。

事務局 次回総会予定（９月１８日（金）岡山市役所７階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 時 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員